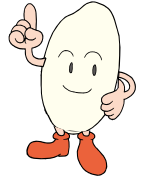


# 農地制度が変わります

これまでの農地法が改正され新たに12月から施行されます。

「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」という考え方から、「農地の効率的な利用を促進する」という考え方に変わります。このことで、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進することなどが期待されます。



## 今回の改正の主なポイント

### ポイント1 農地の貸借規制を緩和

- 農地を利用できる人の範囲が拡大されます(一定の要件を満たす必要があります)。

### ポイント2 農地転用等の基準を見直し

- 農地転用の基準や農振除外の基準が厳格化されます。

### ポイント3 違反転用に対する罰則を強化

- 違反転用などに対する処分・罰則が強化されます(3年以下の懲役または300万円以下の罰金。法人の場合は、1億円以下の罰金)。
- 都道府県知事等による代執行制度が創設されます。

### ポイント4 遊休農地に対する指導を強化

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回の農地の利用状況を調査します。

- 遊休農地の所有者などに対して、農業委員会が指導・勧告などを行います。

### ポイント5 農業委員会への届出が必要に

- 相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。

問合せ 市農業委員会事務局

## 農地法等の一部を改正する法律の概要

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

### 農地制度の見直し

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限に利用

〈農地税制の見直し〉  
農地の相続税の納税猶予制度の見直し  
農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように

転用期待の抑制

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

貸借等による利用の促進

〈農業委員会の適切な事務執行〉  
農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が確実に実施されることを確保。